

# 弓削商船高等専門学校 課外活動に係る活動方針

校長裁定

制定 令和2年9月17日

## 1. 課外活動の活動時間および休養日の設定

### 1-1 活動許可時間

- (1) 平常授業日 : その日の校内全授業終了時から 19 時までのうち 2 時間程度  
ただし、クラブ活動使用延長願が出れば 20:00 まで (顧問が現場待機)
- (2) 学校休業日 : 8 時 30 分から 17 時までのうち、クラブ顧問等が現場待機できる 3 時間程度

### 1-2 休養日の設定

- (1) 学期中は、平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日は少なくとも 1 日以上、週当たり 2 日以上、休養日を設ける。
- (2) 土曜日及び日曜日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (3) 長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、学生が十分な休養を取ることができるとともに、課外活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間 (オフシーズン) を設ける。
- (4) 定期試験期間中 (定期試験の 10 日前から定期試験期間終了まで) は、原則活動禁止とする。

## 2. 課外活動の年間計画等の策定

- (1) クラブ顧問等は、年間の活動計画 (活動日、休養日、及び参加予定大会日程等) 並びに毎月の活動計画及び活動実績 (活動日時・場所、休養日及び大会参加日等) を作成し、校長に提出する。
- (2) 校長は、上記の活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。また、校長はこれらの活動計画及び活動実績を確認するなどして、各クラブ等の活動が適切に行われているかを把握し、適宜、指導・是正を行う。

## 3. 課外活動の運営について

- (1) 体罰・活動の強要については、いかなる理由があっても決して許されるものではない。指導するに当たっては、集団・個人の希望や能力に応じた適切な指導に徹する。
- (2) 保護者の理解と協力は学校運営上欠かすことのできない重要なことである。顧問は毎年度、指導に関する基本方針、大会やコンテスト等の年間計画及び長期の休養期間、日常の活動時間・休養日を明確にし、保護者に示すこと。